



そのネット注文

“定期購入”

ですよ！！

《こんな相談が寄せられています》

SNSで「**1回限り、解約不要**」と安価なファンデーションの広告が表示され注文したが、定期購入だった。解約したいが事業者につながらない。

◆サプリメント、美容・化粧品、健康食品などのインターネット通販では、申し込み前に「**最終確認画面**」をスクロールして契約条件を最後まで必ず確認しましょう。

◆契約条件が記載されている画面は『**スクリーンショットで保存**』しましょう。

注文確定 を押す前に、確認するポイント

- 定期購入が条件になっていませんか？
- (定期購入が条件になっている場合、) 継続期間や購入回数が決まられていませんか？
- 支払うことになる総額はいくらですか？
- 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
- 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」(返品特約)、解約条件を確認しましたか？
- お届け予定日や、利用規約の内容を確認しましたか？

県消費生活センターキャラクター
“ケロちゃん”



おかしいな、困ったなと思ったら、

相談先：消費者ホットライン **188 (いやや!)** (局番無し3ケタ)

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう！